

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
1	下水道建設課	R1.5.31	松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区 松阪3-3号汚水幹線外汚水管渠工事に伴う補償算定業務委託	補償算定業務 N=1.0式	1	R1.6.5	株式会社中央クリエイト三重営業所	四日市市幸町4番11号	1,183,680	756,000	当委託業務においては、下水道工事の影響により家屋等に損傷を与えたため損傷部分を補修する費用負担額の算定を行う業務である。前年度、下水道工事において工事設計書に事業損失防止費として地殻変動影響調査(家屋事前・事後調査)を計上し、下請け業者として㈱中央クリエイト三重営業所が業務を履行している。下水道工事の影響により家屋を損傷を与えたため、相手方と補修費用負担の交渉に入るための算定を早急にする必要があることから、家屋調査を行い現地の状況を把握している上記業者と随意契約したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	無	
1	下水道建設課	R1.7.5	松阪市公共下水道台帳補正業務委託	管渠情報データ作成 L=18.1km 公共汚水樹データ作成 N=1245件 下水道区域データ作成 N=1式 維持管理情報データ作成 N=1式	1	R1.7.9	株式会社パスコ三重支店	津市栄町三丁目222番地	18,104,900	15,543,000	当委託は、都市計画図(1/1000)を基図(ベース)として下水道管路施設の追加や修正を行っており、追加・修正データは松阪市統合型GISに反映され、全庁的に情報共有が図られています。これらの追加・修正作業は㈱パスコの技術開発によるシステムで構築されており下水道台帳データや排水設備申請図書データ等を蓄積しています。また、「松阪市統合型GIS」は㈱パスコが著作権を有するシステムを導入しており、㈱パスコ以外の業者が業務を実施する場合は様々なリスク(他業者では新規の地理情報システムを導入するか、既存データ利用する場合は、その業者が扱えるデータ形式に変換して作業を行い、㈱パスコのサポートを得て「松阪市統合型GIS」にセットアップする必要がある)が生じること、時間と費用が多く必要になるなど松阪市の負担が大きくなることが考えられます。このような理由から㈱パスコ三重支店と随意契約したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号)	有	
1	下水道建設課	R1.7.12	都市下水路草刈業務委託(その1)	除草工 肩掛式 A=2,800㎡ 刈草処理 W=1.7t	1	R1.7.17	松山建設有限会社	松阪市久保町133番地10	542,160	486,000	現場は、導水路に関する除草業務であり道路部と隣接している箇所が多くある。道路部の除草は市保全課発注により除草業務を行っており、隣接箇所の施行に関しては施工時期をそらえるなど、施工順序や施工時期で密接にかかわっているため、市保全課発注の除草業者である「松山建設有限会社」に随意契約したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	無	

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
1	下水道建設課	R1.9.2	中川西部・東部排水機場草刈業務委託	草刈業務委託 A= 1,370㎡ 西部排水機場 A= 1,100㎡ 調整池 N= 1式 東部排水機場 A= 270㎡	1	R1.9.6	東海メンテナンス株式会社	津市久居中町251番地1	655,560	561,600	本業務は、排水機場の地上部だけでなく、調整池の水面を下げての作業があり、調整池内は人力による作業となることから、断続的なポンプ運転が運動して必要となります。また、ポンプ運転は運転管理業務委託を受託している東海メンテナンス株が常時行っており、他の業者ではできない。よって、作業を円滑で安全に進めるため、東海メンテナンス株に決定した。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無	
1	下水道建設課	R1.10.4	松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区 松阪3-3号汚水幹線外汚水管渠工事に伴う工損事後調査業務委託	工損家屋事後調査業務 N=1.0式	1	R1.10.9	株式会社中央クリエイト三重営業所	四日市市幸町4番11号	1,353,000	825,000	当委託業務においては、下水道工事の影響により家屋等に損傷を与えたため家屋の事後調査を行う業務である。前回、同箇所の補償算定業務を(株)中央クリエイト三重営業所が業務を履行している。下水道工事の影響により家屋に損傷を与えたため、相手方と補修費用負担の交渉の中で家屋の事後調査を行ってほしいとの要望があり、早急にする必要があることから、状況把握をしている上記業者と随意契約いたしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	無	
1	下水道建設課	R1.11.12	松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区 502号汚水管渠工事(その2)	内径250mm管推進工 L= 21.25m マンホール設置工 N= 2箇所	1	R1.11.18	東部建設株式会社	松阪市下七見町46番地1	18,449,200	13,976,600	現在、当区間の本体工事を東部建設(株)が実施しており、推進箇所の土質が想定と異なる岩盤土質であった為、掘削機が土被り9.0mの位置で止まっています。今回の推進工事は、掘削機が止まった位置にある管口にむけて新規立杭を設置し、既設立杭から岩盤対応の掘削機で推進工事を行うもので、岩盤掘削に不測の日数を要して繰越となる可能性も考えられ、本体工事は令和2年度へ繰越工事ができないことからリスクを軽減すること、当該工事が本体工事期間内の工事着手となることから地元周知や規制看板等を引き続き利用できるなど、円滑な移行ができること、現場の土質や上流部における推進工において岩盤推進工の実績もあり、スムーズな施工で最短の工事実施ができることによるものです。また、現在地中に埋まっている掘削機は東部建設(株)の下請業者の機械であることから、管口にむけての新規立杭を設置するにあたり掘削機を回収することも可能であることから東部建設(株)と随意契約を致したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号・第6号)	有	

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
1	下水道建設課	R1.11.22	松阪市公共下水道事業 松阪全処理分区 工事積算業務委託(その1)	工事積算業務 N= 1式 松阪第1処理分区 89-1号外汚水管渠 推進工L= 97.7m 開削工L= 90.8m 松阪第2処理分区 松阪2-3号汚水幹線管渠 推進工L= 178.8m 道路造成L= 300.0m	1	R1.11.27	公益財団法人 三重県建設技術センター	津市島崎町56番地	4,464,900	4,059,000	本業務の実施にあたって必要となる公正性、透明性を確保するには、少なくとも特定企業との利害関係が無いことが求められることから、委託先は公共性を有する機関に限られる。また、設計積算から工事施工、検査に至る一貫した専門知識や経験を有する技術者を一定期間に集中して配置できる体制を有し継続的に業務を実施できる機関であることも必要である。(公財)三重県建設技術センターは、特定企業との利害関係が無いなど、公正性及び透明性が確保できるうえ、「施工体制の確保に関する推進協議会」において、公共工事発注者支援機関に認定されていることや過去の実績等から、公平性、中立性及び専門性を有し、高度な守秘義務が担保されると推測できる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無	
1	下水道建設課	R1.11.22	塩浜排水区沖スポンジ場増設工事(下部土木)施工管理業務委託	施工管理業務 1式	1	R1.11.27	公益財団法人 三重県建設技術センター	津市島崎町56番地	4,242,700	3,850,000	今回委託するのは、工事監督補助業務であり、「公共工事の品質確保に関する法律」第15条第1項において、発注事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとされ、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するよう求められている。下水道建設課には、ポンプ場建設工事における特殊性から、施工監理について、適切に実施できる能力を有する専門の技師に限りがあり十分な技術対応が困難であることから、専門知識等を有し公正な監理支援業務を委託する必要がある。公の発注に関する監督支援事務は、公正・中立性の確保とともに、その内容の守秘を担保する必要がある。また、設計図書及び三重県積算基準、設計単価表及び三重県公共工事共通仕様書などに基づき、設計積算から工事施工、検査に至る一貫した専門知識や経験を有することが求められる。工事施工状況の確認を施工の節目において実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における課題事項を適切に処理できる専門的知識を有する技術者を的確に確保できるうえ、法令遵守及び秘密保持ができるなど本業務委託の執行可能な体制を有している県内団体は、公益財団法人三重県建設技術センターしかない。また、当該センターは発注者支援の資格を有し、「施工体制の確保に関する推進協議会」において公共工事発注者支援機関に認定されている。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無	

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
1	下水道建設課	R1.12.4	大口ポンプ場No.2エンジンE点検整備工事	大口ポンプ場No.2エンジンE点検整備 1式	1	R1.12.9	松岡産業株式会社	名古屋市中村区名駅南四丁目10番18号	3,044,800	2,915,000	大口ポンプ場のNo.2エンジンは、設置当初より松岡産業株式会社により点検、整備等のメンテナンスを行っており、他の既設設備と密接不可分な関係にあります。このことから、他の業者に工事を請け負わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、設備の故障等が発生した際にも責任追及が最も明らかとされる松岡産業株式会社と随意契約致したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無	
1	下水道建設課	R1.12.11	中川東部排水機場自家発点検整備工事	中川東部排水機場自家発点検整備 1式	1	R1.12.16	株式会社明電エンジニアリング中部支社	愛知県清須市西枇杷島町一反五畝割496-1	2,135,100	1,947,000	中川東部排水機場の自家発電機は、設置当初より株式会社明電エンジニアリング中部支所により点検、整備等のメンテナンスを行っており、他の既設設備と密接不可分な関係にあります。このことから、他の業者に工事を請け負わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため、設備の故障等が発生した際にも、責任追及が最も明らかとされる株式会社明電エンジニアリング中部支社と随意契約致したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	無	
1	下水道建設課	R2.1.31	沖スポンプ場No.2エンジンE点検整備工事	沖スポンプ場No.2エンジンE点検整備 1式	1	R2.2.5	松岡産業株式会社	名古屋市中村区名駅南四丁目10番18号	2,948,000	2,420,000	沖スポンプ場のNo.2エンジンにおいて、潤滑油の圧力低下が見られポンプ運転に支障が発生している為に緊急に点検整備を行う必要があります。契約については、当機場の調査や修繕等に関わっており、工事後の瑕疵担保において、責任範囲が最も明確である当該機器設置業者の松岡産業(株)に随意契約致したい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	無	